

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第23号

不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則
不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和40年香川県規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 略 2 略 3 前項の場合には、その旨を閲覧所前に掲示する <u>とともに、インターネットの利用その他の方法により周知する。</u>	第 5 条 略 2 略 3 前項の場合には、その旨を閲覧所前に掲示する。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。